

## 韓国の犯罪被害者に対する経済的支援

2011年11月14日

慶應義塾大学 太田達也

## I 犯罪被害者の権利

大韓民国憲法（1948年公布，1987年全面改正）

- 公判意見陳述権 第27条第5項 刑事被害者は、法律が定めるところにより、当該事件の裁判手続で陳述することができる。
- 被害者救助権 第30条 他人の犯罪行為により生命・身体に対する被害を受けた国民は、法律が定めるところにより、国家から救助を受けることができる。

## II 犯罪被害者救助制度

## 1 法的根拠

犯罪被害者保護法（2005年制定，2010年全面改正）

## 経緯

- 1987年 犯罪被害者救助法  
 1990年 一部改正  
 2005年 一部改正  
     犯罪被害者保護法 2005年12月23日法律第7731号（施行2006年3月24日）  
 2010年 犯罪被害者救助法廃止  
     犯罪被害者保護法全面改正（犯罪被害者救助法と統合）  
 2011年 一部改正（他法改正）

## 2 理念・モデル

- ・犯罪被害者の経済的自立（被害後の経済生活体制への移行）までの経済的支援  
 $\boxed{\text{被害者の被害当時の月収}} \times \boxed{\text{月数}}$
- ・脱・福祉モデル 犯罪被害者救助法 「生計維持困難」要件 2005年改正で削除
- ・脱・見舞金 死亡と障害による固定額

- 2010年犯罪被害者保護法 第1条（目的）「他人の犯罪行為により生命・身体に被害を受けた者を救助することにより犯罪被害者の福祉増進に寄与することを目的とする」  
 現行法も同じ
- 2005年犯罪被害者保護法 第1条（目的）「犯罪被害者の損害回復，正当な権利行使及び福祉増進に寄与することを目的とする。」
- 2005年犯罪被害者救助法 第1条（目的）「人の生命又は身体を害する犯罪行為により死亡した者の遺族又は重障害を負った者を救助することを目的とする。」

## 3 受給要件（支給対象）

### (1) 対象被害

- ・国内（又は自国の船舶・航空機内）での故意犯による身体被害
- ・死亡，障害，重傷害を対象

### (2) 被害者

- ・被害者が被害の全部又は一部の賠償を受けることができない場合
- ・自己又は他人の刑事事件の捜査又は裁判で，告訴・告発等捜査の端緒を提供し，又は陳述，証言若しくは資料提出をするなかで救助被害者となった場合
- ・外国人は相互保証の下で支給余地あり（見直しの検討中）

### (3) 要件の改正経緯

- ・「加害者の不明又は無資力」要件 2010年犯罪被害者保護法への統合時に廃止
- ・「その生計維持が困難な事情があるとき」という要件 1987年の立法当初からあったが，2005年12月の犯罪被害者救助法一部改正時に廃止。
- ・刑事手続協力者は1990年改正で追加

## 4 救助金の種類と支給額

### (1) 救助金の種類と支給額の算定方法

- ・遺族救助金  $\boxed{\text{被害当時の被害者の月収}} \times \boxed{\text{月数}}$ （18か月以上36か月以下）  
但し，平均賃金の36か月分を超えることができない。
- ・障害救助金  $\boxed{\text{被害当時の被害者の月収}} \times \boxed{\text{月数}}$ （2か月以上36か月以下）  
但し，平均賃金の30か月分を超えることができない。
- ・重傷救助金 障害救助金に同じ（2010年追加）  
但し，平均賃金の30か月分を超えることができない。

- ・韓国土務省の試算 5,400万ウォン～150万ウォン（1円＝10ウォン～15ウォン）

犯罪被害者救助法下では固定額（死亡と障害の等級に拠る）

2009年（それ以前，遺族救助金1,000万ウォン，障害救助金600万～300万ウォンの3段階）

遺族救助金 3,000万ウォン，2,000万ウォン，1,500万ウォンの3段階（遺族の続柄，数）

障害救助金 1等級3,000万ウォン～6等級600万ウォンの6段階

- ・障害救助金の支給を受けた者が，同じ犯罪行為により死亡したときは，支給した障害救助金の額を差し引いた遺族救助金を支給する。重傷害救助金の支給を受けた者が，同じ犯罪行為により死亡したとき，又は障害が残ったときは，支給した重傷害救助金の額を差し引いた遺族救助金又は障害救助金を支給する。
- ・一時金（年金支給なし。法務省内で検討中）
- ・支給額の価値については，韓国における物価（特に食費）の違いを考慮する必要あり。
- ・日本の仮給付金に相当する緊急救助金の制度あり。

**月数**

## 遺族救助金

- ・配偶者・被害者の収入で生計維持していた子（19歳未満） 30か月×6分の6
- ・被害者の収入で生計維持していた父母（60歳以上）、孫（19歳未満）、祖父母（60歳以上）及び兄弟姉妹（19歳未満） 24か月×6分の6（遺族の数が1名の場合6分の5）
- ・上記以外の子，父母，孫，祖父母及び兄弟姉妹 18か月×6分の1

## 障害救助金

- ・被害者に配偶者又は被害当時被害者若しくはその配偶者の収入で生計維持していた子がある場合 6分の6  
1等級 30か月，2等級 27か月，3等級 24か月，4等級 21か月，5等級 18か月，6等級 15か月，7等級 12か月，8等級 9か月，9等級 6か月，10等級 3か月
- ・上記以外で，被害者の収入で生計維持していた父母（60歳以上）、孫（19歳未満）、祖父母（60歳以上）及び兄弟姉妹（19歳未満）がある場合 上記の6分の5
- ・上記以外の者 上記の6分の3

## 重傷救助金

- ・医師の診断書により当該重傷害の治療に必要と認める月数（1か月未満の場合，1か月を30日とした比率で計算）に障害救助金と同じ倍数をかけた月数

### 月収（月給額又は月実収入額）

- ・これを計算しなければならない事由が発生した日以前の3か月の間被害者に支給されていた賃金又は実収入額の月平均額（就業後3か月未満の場合は，その期間の月平均）
- ・月収が平均賃金の2倍を超える場合，平均賃金の2倍に相当する金額を月収とみなす。
- ・賃金又は実収入額を証明できない場合，平均賃金に満たない場合は，平均賃金を基準とする。
- ・平均賃金 毎年6回以上賃金統計を公表している賃金調査機関が調査した全国規模統計による日雇労働賃金（原則として建設労賃単価統計）による。  
（参考）建設業で1日8時間7万ウォンから8万ウォン程度（5,000円～6,000円）

## (2) 障害等級

1等級から10等級まで

### 第10等級

- 1 一眼の視力が0.1以下になった場合
- 2 咀嚼機能又は言語機能に障害が残った場合
- 3 一四以上の歯に歯科補綴をした場合
- 4 鼓膜の大部分が欠損し，又はその他の原因により一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない場合
- 5 一手の示指を失った場合又は母指と示指以外の二の手指を失った場合
- 6 一手の母指の用を廃した場合，示指を含む二の手指の用を廃した場合又は母指と示指以外の三指の用を廃した場合
- 7 一下肢を3センチメートル以上短縮した場合
- 8 一足の母指又はその他の四の足指の指を失った場合
- 9 一上肢の三大関節中一関節の機能に著しい障害が残った場合
- 10 一下肢の三大関節中一関節の機能に著しい障害が残った場合

精神的被害に関する障害等級（日本と同じ）

- 第1等級 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に看護を受けなければならない場合
- 第3等級 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に従事することができない場合
- 第7等級 精神に障害を残し、軽易な労務以外は従事することができない場合、  
神経系統の機能に著しい障害を残し、軽易な労務以外は従事することができない場合
- 第9等級 精神に障害を残し、従事することができる労務が相当な程度に制限される場合、  
神経系統の機能に障害を残し、従事することができる労務が相当な程度に制限される場合

### (3) 重傷害の定義

重傷害の基準 次の各号の一に該当し、該当負傷又は疾病を治療するのに必要な期間が2か月以上の場合をいう（施行令第3条）。

- 1 人の生命及び機能と関連がある主要臓器に損傷が発生した場合
- 2 身体の一部が切断又は破裂し、若しくは重大に変形した場合
- 3 第1号及び第2号で規定した事項の外身体又はその生理的機能が損傷し、1週以上入院治療が必要な場合として第1号又は第2号に準ずる場合
- 4 犯罪被害による重症の精神障害として第1号乃至第3号までに準ずる場合

## 5 不支給・減額事由

### (1) 不支給事由

- ・被害者と加害者の間に夫婦（事実上の婚姻関係を含む）、直系血族、四親等以内の親族、同居親族の親族関係がある場合
- ・被害者が次の一に該当する行為をしたとき
  - 1 当該犯罪行為を教唆又は幫助する行為
  - 2 過度な暴行・脅迫又は重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為
  - 3 当該犯罪行為と関連し顕著に不正な行為
  - 4 当該犯罪行為を容認する行為
  - 5 集団的又は常習的に不法行為を行なうおそれがある組織に属する行為（但し、その組織に属していることが当該犯罪被害を受けたことと関連がないと認められる場合は除外する）
  - 6 犯罪行為に対する報復として加害者又はその親族やその他加害者と密接な関係がある者の生命を害し、又は身体を重大に侵害する行為

### (2) 減額事由（一部不支給事由）

- ・被害者と加害者の間に、夫婦（事実上の婚姻関係を含む）、直系血族、四親等以内の親族、同居親族以外の親族関係がある場合
- ・被害者が次の一に該当する行為をしたとき
  - 1 暴行・脅迫又は侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為
  - 2 当該犯罪被害の発生又は大きく加功する不注意な行為又は不適切な行為

### (3) 社会通念による不支給又は減額事由、復活支給

- ・被害者又はその遺族と加害者の間の関係、その他の事情を考慮し救助金の全部又は一部を支給することが社会通念に違背すると認められるときには、救助金の全部又は一部を支給しないことができる。
- ・復活支給 救助金を支給しないことが社会通念に違背すると認められるだけの特別な事情がある場合

## 6 併給調整・損害賠償との関係

### (1) 併給調整のある法令

- 1 国家賠償法第2条第1項の規定による損害賠償の支払
- 2 産業災害補償保険法による障害給付・遺族給付・傷病補償年金
- 3 自動車損害賠償保障法第30条による損害補償
- 4 義死傷者（救助行為による死傷者）の礼遇及び支援に関する法律第8条による補償金
- 5 船員法第10章の規定による災害補償
- 6 漁船員及び漁船災害補償保険による傷病給付・障害給付・一時保障給付・遺族給付
- 7 勤労基準法第8章による災害補償
- 8 消防基本法第39条第2項による傷痍・死亡に対する補償
- 9 国家公務員法第77条，地方公務員法第68条及び公務員年金法第42条第2号・第3号各目（退職年金受給権者の死亡による遺族年金は除く）とす目，国民年金法第6条第6号・第7号（退職年金受給権者の死亡による遺族年金は除く）及び第13号による給付
- 10 私立学校法第60条の2及び私立学校教職員年金法第33条の規定による給付

### (2) 損害賠償との調整

- ・被害者等が犯罪被害を原因として損害賠償を受けた場合，その価額の範囲で救助金を支給しない。
- ・被害者に損害賠償受領の申告義務
- ・求償権を国が取得（代位）
- ・救助金を支給したとき，地方検察庁の犯罪被害救助審議会（地区審議会）が，求償権を行使するか否かを直ちに決定しなければならない。
- ・求償権を行使する決定を行った場合，地方検察庁検事正が，国家を当事者とする訴訟に関する法律による国家訴訟を提起しなければならない。
- ・訴訟又は任意弁済等で求償金を取得した場合，犯罪被害者保護基金に組み入れる。
- ・加害者である受刑者や保護監護対象者の作業奨励金又は勤労報償金から損害賠償金を受けられることができる。地区審議会が作業奨励金又は勤労報償金に対し求償権を行使するか否かと，100分の50を超えない範囲で作業奨励金又は勤労報償金から差し引く比率を審議・決定する。受刑者又は保護監護対象者の同意が必要。
- ・国が求償権を積極的に行使する方針

## 7 裁定機関・申請

- ・**犯罪被害救助審議会** 各地方検察庁に置かれ，救助金申請，住居支援など犯罪被害者保護・支援，加害者への求償権行使・作業奨励金控除比率に関する事項の審査・決定
- ・委員長（地方検察庁の次席検事），委員4名（地検所属公務員，判事，医師から法務部長官が任命又は委嘱）
- ・法務部長官の指揮・監督を受ける。
- ・**犯罪被害救助本部審議会** 犯罪被害救助金の再審申請事件を審議・決定する。  
委員長（法務部長官），委員は6名（法務省所属公務員，判事，弁護士，医師及び犯罪

被害者救助業務に関する経験と見識を有する者から法務部長官が任命又は委嘱)

- ・ 犯罪被害者救助金の申請は、犯罪被害救助審議会に対し、犯罪被害の発生を知った日から3年以内、犯罪被害が発生した日から10年以内に行わなければならない。犯罪被害者救助法のときは、それぞれ2年以内、5年以内。

## 8 不服申立

- ・ 再審制度 犯罪被害救助審議会で救助金の申請が棄却又却下された場合、申請人は決定の正本送達日から2週間以内に犯罪被害救助本部審議会に再審を申請することができる。
- ・ 本部審議会は、4週間以内に、救助決定を行うか、犯罪被害救助審議会に差し戻すことができる。

## 9 運用状況

次頁 [表1]

表1 犯罪被害者救助金の支給状況

年度	申請		支給決定								不支給決定		仮救助金		予算
	件数	金額	うち)遺族救助金 件数	金額	うち)障害救助金		うち)一部支給(減額)		件数	金額	件数	金額	件数	金額	
					件数	金額	件数	金額							
1988	28	136,000	9	39,000	8	37,500	1	1,500	3	9,000	2	10,000			510,000
1989	121	564,000	61	267,610	56	257,110	5	10,500	17	51,610	31	132,000			530,000
1990	182	870,000	127	565,500	118	538,000	9	22,500	37	120,500	68	312,000			556,000
1991	96	450,000	79	354,900	71	333,400	8	21,500	14	41,900	35	165,000			493,000
1992	94	776,000	61	365,500	57	354,500	4	11,000	18	84,500	25	176,000			542,000
1993	97	914,000	64	519,500	57	489,500	7	30,000	24	136,500	18	161,000			542,000
1994	81	705,200	52	440,000	47	420,000	5	20,000	15	100,000	33				542,000
1995	73	697,000	49	423,000	47	411,000	2	12,000	18	121,000	13				750,000
1996	85	812,000	43	376,000	38	355,000	5	21,000	10	61,000	22				536,000
1997	77	737,000	50	472,000	47	459,000	3	13,000	4	16,000	19				1,937,000
1998	176	1,683,000	85	772,000	81	751,000	4	21,000	18	127,000	46				2,109,000
1999	168	1,552,000	102	920,500	92	862,500	10	58,000	19	121,500	38				1,878,000
2000	132	1,204,000	81	736,500	72	694,500	9	42,000	13	90,500	31				2,246,220
2001	97	946,000	67	620,100	64	608,100	3	12,000	11	64,100	15				
2002	83	794,000	50	472,500	46	451,500	4	21,000	7	51,500	19				
2003	87	827,200	57	517,000	52	491,000	5	26,000	7	43,500	15				
2004	138	1,274,000	74	641,836	65	611,000	9	37,400	8	53,900	23				
2005	221	2,052,333	118	1,065,133	102	978,133	16	87,000	15	100,133	51				
2006	199	1,851,000	117	1,063,000	103	1,001,000	14	62,000	11	63,000	33				
2007	260	2,449,000	169	1,607,000	157	1,549,000	12	58,000	16	118,000	41				
2008	237	2,225,000	155	1,411,000	141	1,345,000	14	66,000	23	159,000	29				
2009	295	3,611,667	205	2,204,833	196	2,158,333	9	46,500	25	274,500	46				

注1：法務部「法務年鑑1989」から「法務年鑑2010」及び「犯罪白書1995」～「犯罪白書2010」を用いて太田が作成。

注2：原統計にも若干の不具合が見られる。

### Ⅲ 犯罪被害者保護基金

#### 1 法的根拠

犯罪被害者保護基金法（2010年5月14日法律第10284号）2011年1月1日施行  
犯罪被害者保護基金法施行令（2010年12月14日大統領令第22528号）

#### 2 財源

##### ①罰金徴収額

法律で罰金徴収額の4%以上とされている。現在、4%（令2条1項）

##### ②犯罪被害救助金を支給した場合，犯罪者から取得した求償金

求償して得た求償金は全額基金に納入する義務（令2条2項）

##### ③政府外の者が出捐又は寄付する現金，物品その他の財産

##### ④基金運用による収益金

基金に余裕がある場合，国債・公債・通貨安定証券の売買，銀行・郵便局等への預入れ・短期貸出，公共資金管理基金への預託などで運用可（令4条）

#### 3 基金の用途

##### 1 犯罪被害救助金

##### 2 犯罪被害者保護法法人に対する補助金

##### 3 他の法律に基づく犯罪被害者の保護・支援に関連する事業又は活動のうち大統領令で定めるもの

##### 4 基金の調達・管理及び運営のための経費

##### 5 その他犯罪被害者の保護・支援を目的とするもののうち大統領令で定める事業又は活動

・目的外使用の禁止，不正な受給や目的外使用の場合の返還規定あり

##### 3号の内容（令5条1項）

- ・犯罪被害者保護法第7条による相談，医療提供，就業関連支援，住居支援及び保護施設の設置・運営
- ・性暴力防止及び被害者保護等に関する法律第10条及び第12条による性暴力被害相談所及び性暴力被害者保護施設の設置・運営
- ・家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律第5条及び第7条による家庭暴力関連相談所及び家庭暴力被害者保護施設の設置・運営
- ・児童福祉法第14条及び第24条による児童福祉施設及び児童保護専門機関の設置・運営
- ・法律救助法第21条の2による犯罪被害者保護・支援
- ・犯罪被害者保護法第9条及び特定犯罪申告者等保護法第13条による犯罪被害者の身辺保護に関連する措置
- ・犯罪被害者保護法第21条による損害賠償請求権の代位（求償）に必要な費用の支給
- ・犯罪被害者保護法第42条による刑事調停委員の手当等の支給

5号の内容（令5条2項）

- ・ 犯罪被害者保護・支援のための実態調査・研究
  - ・ 犯罪被害者保護・支援活動と関連がある者に対する教育・訓練
  - ・ 犯罪被害者保護・支援のための広報
  - ・ その他法務部長官が審議会の審議を経て定めた事業又は活動
- ・ 3号，5号に該当する事業・活動に対し基金から資金の提供を受けようとする者は毎年3月末までに次の会計年度の基金支援申請書を法務部長官に提出しなければならない（令6条1項）→ 審議会の審議を経て，法務部長官が決定（同3項）

4 基金の管理・運用

- ・ 法務省に犯罪被害者保護基金運用審議会が設置  
委員長1名を含む15名以内の委員で構成（令9条1項）  
委員長を含む委員の二分の一以上は非公務員でなければならない。

委員長は法務部長官  
法務省及び大検察庁所属検事若しくは高位公務員又は警務官以上の警察公務員のうち犯罪被害者保護・支援に関する業務を担当する者  
企画財政省，保健福祉省，女性家族省等関係部署所属の高位公務員のうち犯罪被害者保護・支援業務又は基金業務を担当する者  
※ 基金の管理・運営に関する専門知識と経験が豊富と認められる者  
※ 犯罪被害者保護・支援事業に関する専門知識と経験が豊富と認められる者  
※の者の任期は2年（一度に限り再任可）

5 予算

韓国法務省予算

歳入 2011年度 1兆8,052億1,100万ウォン

内訳	罰金，没収金及び過怠料	1兆7,905億2,300万ウォン
	官有物貸与料	52億6,600万ウォン
	収入代替経費	39億1,600万ウォン
	その他経常利息収入	31億900万ウォン
	その他	23億9,700万ウォン

歳出 2011年度 0ウォン

2010年度	
犯罪被害者保護・支援	43億2,600万ウォン
刑事調停活性化	6億5,400万ウォン
犯罪被害者救助金	32億6,800万ウォン

## 犯罪被害者保護基金の予算 2011年

収入 623億8,100万ウォン

内 求償金 6億200万ウォン  
 転入金 617億7,900万ウォン

支出 623億8,100万ウォン（実際の支出は515億1,100万ウォン） 表2

内 法務省犯罪被害者保護 142億800万ウォン  
 女性家族省犯罪被害者保護 360億1,800万ウォン  
 保健福祉省犯罪被害者保護 12億8,500万ウォン  
 運用費 5,500万ウォン  
 余裕資金 108億1,500万ウォン

## IV 韓国の犯罪被害救助制度の評価

### 1 韓国の犯罪被害救助制度の特色

- ・犯罪被害者の国家から経済的支援を受ける権利を憲法上の権利として保障
- ・制度自体は日本の犯罪被害給付制度と酷似。福祉モデルからの離脱
- ・犯罪者の罰金（追加罰金ではない）、求償金（刑務作業の奨励金等からの徴収分を含む）を原資とする犯罪被害者保護基金を財源とする。  
 救助金だけでなく、法務省や他省庁による犯罪被害者支援も同基金を財源とする。

### 2 国際比較調査のためのモデルケース

- ①所得のある夫が殺害され、妻と子2人の被扶養者がいる場合  
 死亡前の治療費、葬儀費、遺族のカウンセリング費、被害者収入など設定
- ②恒久障害（第1級）として両下肢の用を全廃した傷害被害者（車いす生活）  
 特に、年金方式を採る国（韓国ではない）の年金額と障害者年金等との調整
- ③強姦の被害を受け、負傷しなかったものの、PTSDと診断され、保険が適用される治療を計10回に亘って受け、（金額）を自己負担した被害者
- ④強姦の被害を受け、負傷しなかったものの、PTSDと診断され、個人開業している臨床心理士に計10回に亘って心理療法を受け、（金額）を自己負担した被害者
- ⑤妻がDVにより夫に殺害され（不支給事由なし）、未成年の子2人が残された場合  
 未成年の子が加害者（父）と以後に同居しないという条件がある場合とない場合
- ⑥夫婦の5歳の子が殺人で死亡した場合
- ⑦企業を退職した70歳の年金生活者が殺害された場合
- ⑧合法滞在者で、住所のある外国人が殺害された場合
- ⑨過失致死（交通関係でも業過でもない）で死亡した被害者

### 3 韓国での調査項目

- ・新法の下での支給実績
- ・精神的被害に対する救助金の支給状況（特に、心理士などによるカウンセリングの場合）
- ・損害賠償との調整の例や求償権の行使状況
- ・犯罪被害者へのその他の経済的支援

表2 犯罪被害者保護基金の予算

細部事業名	2010年	2011年	2010年対比	
			増△減	%
事業費合計	(39,547)	51,511	51,511	純増
〈法務省犯罪被害者保護〉	(8,248)	14,208	14,208	純増
犯罪被害者保護・支援	(4,326)	1,961	1,961	純増
刑事調停活性化	(654)	2,742	2,742	純増
犯罪被害者救助金	(3,268)	9,305	9,305	純増
犯罪被害者治療費支援（新規）	0	200	200	純増
〈女性家族省犯罪被害者保護〉	(30,714)	36,018	36,018	純増
性暴力被害児童（障害者）陳述 専門家養成及び配置（新規）	0	800	800	純増
家庭暴力，性暴力無料法律支援	(1,535)	1,535	1,535	純増
家庭暴力被害者家族支援強化 （新規）	0	3,547	3,547	純増
性暴力防止及び被害者支援	(19,033)	18,768	18,768	純増
家庭暴力防止及び被害者支援	(10,146)	11,368	11,368	純増
〈保健福祉部犯罪被害者保護〉	(585)	1,285	1,285	純増
児童虐待予防及び保護支援	(585)	1,285	1,285	純増

（単位 百万ウォン）

（括弧）2010年度の予算

韓国の犯罪被害者に対する犯罪被害救助制度以外の経済的支援 [ 補足資料 ]

2011年11月14日

慶應義塾大学 太田達也

刑事手続における経済的支援

1 刑事調停

- ・犯罪被害者保護法（2010年改正）が根拠法（第6章）。
- ・目的 紛争の早期・簡便な解決，被害者の支援，（告訴事件の迅速処理）
- ・2006年4月から試験実施し，2007年1月から全国33の検察庁で実施（2003年の和解仲裁業務が起源）。2007年8月から全国の検察庁で実施。
- ・一定の刑事事件において，検察官による起訴・不起訴の決定前に，当事者の申請又は職権により，検察官が刑事調停手続に回付することができる。
- ・対象は，詐欺・横領・背任等で告訴された財産犯事件，個人間の名誉毀損・侮辱・境界侵犯・知的財産権侵害・賃金不払等私的紛争に対する告訴事件，その他紛争解決に相当と判断さえる告訴事件，非告訴事件の一般刑事事件中上記に準ずる事件
- ・地方検察庁（又は支庁）に刑事調停委員会が設置。2人以上の刑事調停委員（弁護士や大学教授，地域の名士などの民間人を委嘱）。
- ・刑事調停の結果（成立・不成立，合意内容など）を踏まえて，検察官が終局処分を決定。

年度	申請件数	処理件数			調停中	成立率
		成立	不成立	召喚不能		
2007	7,962	3,680	2,772	762	748	51.0%
2008	11,496	5,632	4,314	979	571	51.6%
2009	16,201	8,006	6,273	1,049	873	52.2%
2010	16,671	7,713	6,608	1,074	1,276	50.1%

2 損害賠償命令

- ・1981年訴訟促進等に関する法律
- ・対象事件は一定の罪種に限定。傷害，重傷害，傷害致死，暴行致死傷，過失致死傷，窃盗，強盗，詐欺，恐喝，横領，背任，損壊罪。これら以外の罪についても被告人と被害者の間で合意が成立した事件。
- ・刑事公判手続が大幅に遅延するおそれがある場合や刑事訴訟手続で賠償命令をするのが妥当でないと認められる場合は，賠償命令をすることができない（民事へ移管）。
- ・有罪判決を言い渡す場合，裁判所が，職権又は被害者の申請により，被告事件の犯罪行為により発生した直接的な物的被害及び治療費，慰藉料（慰藉料は2005年改正で追加）の賠償を命ずることができる。
- ・確定した損害賠償命令判決は執行力のある民事判決と同一の効力。
- ・申請者に記録閲覧，証人尋問，被告人質問，証拠提出の権利。
- ・損害賠償命令判決は刑事裁判に拘束（上訴）。損害賠償命令判決のみに対する異議は即時抗告による。
- ・訴訟費用は原則として国庫負担。

年度	申請件数	処理件数				職権	賠償命令額	1件当たり	
		計	認容	棄却	取下その他				
2007	6,263	5,951	1,082	459	4,410	18.2%	-	94,371	87.2
2008	4,904	4,284	1,075	3,363	386	22.3%	-	83,326	77.5
2009	5,046	4,730	1,361	2,935	434	28.8%	-	118,646	87.2

賠償額の単位は100万ウォン。

### 3 民事上の争いの刑事訴訟手続における和解

- ・1981年訴訟促進等に関する法律(2005年の改正で新設)
- ・日本の制度と類似

#### 刑事手続以外における経済的支援

#### 1 犯罪被害者支援センター

- ・2003年に最初のセンター(金泉・亀尾)が設置され、現在、全国に57団体設置。
- ・犯罪被害者支援法人。法務省長官に登録、監督を受ける。
- ・国又は地方自治体から補助金。
- ・全国犯罪被害者支援連合会を組織。
- ・相談、カウンセリング、付添いや現場清掃等の直接的支援以外にも、経済的支援(生活費支給、奨学金など)、医療支援(医療相談、診療、治療)、法律相談・支援
- ・経済的支援の対象や金額、頻度はセンター毎に異なる。  
例)年に複数回、1回当たり10名前後の被害者に一人当たり100ウォン程度支給。
- ・その他 性犯罪被害者やDV被害者の保護施設に入所した被害者に対する生活費補助あり(女性家族省所管)。

#### 2 犯罪被害者支援のための社会的企業

- ・犯罪被害者を雇用することによる就労支援(経済的自立)と職業訓練が目的。
- ・収益も全額、犯罪被害者支援の財源となる。
- ・花配達会社(スマイル花園)2011年設立  
強盗殺人の被害者遺族1名を含む4名で経営。
- ・七宝焼工芸事業

#### 3 スマイルセンター

- ・2010年7月1日開所 ソウル松坡区
- ・法務省が施設費と事業運営費を負担。全国犯罪被害者支援連合会に運営委託
- ・支援内容 個人心理カウンセリング、グループカウンセリング、自助グループ支援、一時的な居住施設の提供、犯罪被害により教育の機会を失った生徒への補充教育、職を失った犯罪被害者のリハビリ教育、労働部雇用安定センターによる就職斡旋、料理治療と製パン・製菓の職業訓練(予定)
- ・将来的には全国の広域自治体毎に設置予定。
- ・その他 ひまわり児童センター 被害児童に対する心理療法などを実施(女性家族省所管)。

#### 4 医療費支援・医療支援

- ・法務省 重傷を受けた被害者で特に医療費の支援が必要な者に対し治療費支援
- ・犯罪被害者救助金が医療費に使われ、実質的に目減りすることを避けることも目的。  
2011年度予算 2億ウォン
- ・その他 性犯罪被害やDV被害者に対し500万ウォンを限度として治療費支援実施  
ワンストップ支援センター 性犯罪被害者に対する相談・治療・事情聴取(女性家族省所管)

#### 5 住居の支援

- ・身体犯被害者に低家賃で住居を賃貸し。
- ・法務省と国土海洋省が所管。